

北ひろしま福祉会 新型コロナウイルス感染法人対応の今後のステップ

R3.8.2 施設危機管理部長作成

| | 利用者様支援 | | | | | | | | 職員 | | | | |
|---|--|--|--|--|------|-------------------------|---------------|--|--|---|--|---|--|
| | 帰省 | 面会 | 来客 | 外出 | 短期入所 | 通所事業所 | 相談支援 | 見学・新規 | 実習生 ボランティア | 他事業所訪問 | 外部研修 | 内部研修 委員会 | 体調管理 |
| ステップ2 | × | × (ロビーでのリモート面会を実施) 今後、事業所内のワクチン接種状況および感染状況によって、居室以外での条件付き実施を検討 | | △ 感染対策を実施し北広島市内のみ短時間で実施。 | × | ○ 現行通り、ご自宅での検温を継続し実施 | 北広島市の通達により実施。 | 新規 × 見学・実習 △ ご本人、ご家族の2週間前の行動歴、体調を確認し事業所長が許可した場合実施。できるだけ居住区・作業場所には入らない対応。 | ボランティア× 資格実習生△ 実習生の健康確認については、法人職員の基準により対応。 | × | × (ただし、事業運営に必須な資格等の研修については可能) | ①研修会△ ZOOM等集まらない研修のみ ②業務打合わせ等△ 実施場所の許可人数の半数の人数で短時間で実施。 | ①体調不調について、本人・同居家族の対応を継続 ②マスク着用・消毒・検温の継続 ③クラスター防止の為に、プライベートも含めて職員同士の飲食や集まり等については自粛依頼を継続(指示あるまで) |
| 北海道の新警戒ステージによりステージ3以上の場合はステップ2とする。(一部状況に応じて部長ミーティングにて検討する) 状況改善でステップアップする。 | | | | | | | | | | | | | |
| ステップ1 | △ ご自宅以外の外出の自粛要請 | × (ロビーでのリモート面会を実施) 今後、事業所内のワクチン接種状況および感染状況によって、居室以外での条件付き実施を検討 | 修理点検等やおえない以外は居住区に入らず。居住区以外に入っても来館者名簿と検温消毒を行う。 | △ 感染対策を実施し北広島市内のみ短時間で実施。 | × | ○ 現行通り、ご自宅での検温を継続し実施 | 北広島市の通達により実施。 | 振興局からの注意喚起が発生していない地域の見学開始。新規利用は緊急性を考慮し事業所長判断。 | ボランティア× 資格実習生△ 実習生の健康確認については、法人職員の基準により対応。 | (法人内) 消毒等の感染対策を実施し、居住区以外は可能 (法人外) 先方に発症もしくはは面会規制がない場合には訪問可能。できるだけ短時間で。 | △ 感染対策されている研修のみ可能。懇親会等飲食は不可。 札幌市・道外は不可。(ただし、事業運営に必須な資格等の研修については可能) | △ 実施場所での許可人数での実施は可能。(別紙一覧表参照)できるだけリモート研修で実施。 | ④勤務中の休憩時間や勤務後にマスクを外しての感染が増加。昼食等特に注意すること。 ⑤喫煙所は閉鎖。車内等で複数名での喫煙禁止 |
| 北海道の新警戒ステージによりステージ1で石狩振興局から注意喚起が出された場合および警戒ステージ2の場合はステップ1とする。(一部状況に応じて部長ミーティングにて検討する) 状況改善でステップアップする。 | | | | | | | | | | | | | |
| 基本 | △ できるだけご自宅以外の外出の自粛要請 | △ 体調確認を行い、居住区以外で実施。面会者名簿に記入(飲食は自粛) | △ 修理点検等やおえない以外は居住区に入らず。居住区以外に入っても来館者名簿と検温消毒を行う。 | △ 新しい生活様式により3密を避け感染対策をして飲食伴わず、混む時間を考慮し短時間で実施。 | × | ○ 現行通り、ご自宅での検温を継続し実施 | 北広島市の通達により実施。 | ○ | ボランティア× 資格実習生△ 実習生の健康確認については、法人職員の基準により対応。 | ○ 感染対策を実施し対応。できるだけ居住区には入らない。 | ○ 感染対策されている研修のみ可能。懇親会等飲食は不可 | △ 実施場所での許可人数での実施は可能。(別紙一覧表参照)できるだけリモート研修で実施。 | ⑥コロナ対応が落ち着くにつれメンタル不調が多くなる。メンタルヘルス対応に追加(人事部対応) |
| 北海道の新警戒ステージによりステージ1で石狩振興局からの注意喚起がない場合は基本とする。(一部状況に応じて部長ミーティングにて検討する) | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 法人内(利用者様・職員)のサークル活動については全体(事業所をまたぐ)での動きは原則中止とする。利用者様サークルで各事業所のみでの対応は要望があった場合、感染対策を行い実施可能。 法人が企画する法人外の方との行事の実施については、部長会議にて可否を決定する。 石狩振興局から注意喚起がでた場合、北海道新警戒ステージでステップ2以上になった場合にはステップを変更する(部長ミーティングにて協議) 法人内発症時は臨時感染症対策委員会と協議する 国や北海道の状況を踏まえ、延長および解除を検討する。 | | | | | | | | | | | | |